

開 議

鈴木良雄議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、8番鳥谷政一議員の1名であります。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

本日の会議は、配付しております議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

鈴木良雄議長 日程第1、市政一般に関する質問を昨日に引き続き行います。

藤原民夫議員の質問

鈴木良雄議長 初めに、政党代表質問を行います。

それでは、順次ご指名いたします。

順位6番、議席番号15番、藤原民夫議員。

(15番藤原民夫議員登壇)

15番 藤原民夫議員 おはようございます。

私は、日本共産党を代表して、目黒市長の施政方針について質問をいたすものであります。

質問の内容は、市民の暮らしが一層大変な状況に追い込まれている昨今、市民生活への影響などから、その実態を軽視しているのではないかという問題について、市長の政治姿勢について伺うものであります。

市長は、施政方針の中でこう述べておられます。「三位一体の改革が国と地方自治体で議論

されています。権限や財源が具体的に地方に移管されることは戦後初めてであり、私は評価すべき点が多いと思っております。この改革の動きを加速させ、しっかりと定着させ、地方分権、地方主権と言われるようなあるべき地域社会をつくらなければならない」というふうに述べております。また、「国と地方の信頼関係を維持しながら三位一体の改革を着実に推進するため、安定的な財政運営に必要な地方交付税などの一般財源を確保することを基本として、地方財政対策を講じていく」、こうも述べておられます。

そこで、まず、この小泉内閣が打ち出した三位一体の改革とは一体どういうものかということであります。一つは、国庫補助負担金の廃止・縮小、二つ目には国税から地方税への税源移譲、そして三つには地方交付税の見直し・縮小、この三つを一体的に改革するというものであります。

この三つのうち、地方の小さな町村ほど、また、我が長井市も例外なく、この地方交付税に頼っておるわけでありましたが、この改革の名で、昨年度当初予算では地方交付税が突然かつてなく大幅に減らされ、各地の自治体が悲鳴を上げたことは記憶に新しいことでもあります。

長井市でも、これによって基金の取り崩しや敬老会、公民館活動などへの補助金のカット、各種団体活動への補助金のカットなど、財政健全化の名のもとに大なたが振るわれたのは記憶に新しい話であります。

逆に、地方交付税が交付されていない東京都などは痛みがなく、税源移譲の分が増収になって、東京のひとり勝ちなどとも言われているわけであります。結論を先に言えば、この三位一体改革とは、地方に配分される税金を財界や大企業が集中している都市部に集めることが目的だとも言われるゆえんであります。

こうした政府の地方交付税のさらなる削減をねらう財務省に対して、全国知事会や全国町村

会など地方六団体は、全国の首長、議会議長あてに理不尽な地方交付税の削減が行われた場合の全国的な運動の展開を呼びかける通知を發しまして、長井市議会としても国へ要請の文書を送ったものであります。

また、三位一体のうちの国庫補助負担金の廃止であります。このうちの7割は福祉、医療、教育関係費であります。政府は、平成16年度、17年度の両年度で3兆円程度廃止・縮減し、税源移譲の方はおおむね3兆円規模を目指すこととした、こういうことであります。地方自治体の財政をさらに深刻化させるのが、命綱と言われる地方交付税の切り下げであります。谷垣財務大臣は、昨年10月、18年度までに7兆円から8兆円もの地方交付税の削減案を提案いたしました。三位一体の改革の中身が補助金廃止・縮減、地方交付税削減と二段構えの地方財源切り捨てであることがいよいよ鮮明になってきております。この谷垣提案に地方は猛反発しております。

岐阜県の山間部のある村長さんは、地方切り捨てだと警鐘を鳴らしながらこう言っておられます。「農山村で生きる民を無視するものだ。小さな村に与える影響ははかり知れない。国土の70%は山林だ。山が荒れると水が荒れ、水が暴れると都市に災害が発生する。森を守るとは都市を守ることであり、農山村の人々がそれを一生懸命支えているんだ。」こう告発しております。

昨年暮れには、地方六団体が真の三位一体の改革の実現のための1万人集会を東京日本武道館で開催されているのであります。

市長にお尋ねをいたします。

こうした三位一体改革の具体案を盛り込んだ小泉内閣の骨太の方針にあてつけて、地方は骨太どころか骨粗鬆症だなどというある首長の悲痛な声も上がっているという報道もありますが、改革と現実との乖離について、どのようにお考

えか。また、施政方針で市長が評価している三位一体の改革とは、住民の暮らしを守るという立場に立った場合、一体どういう重みがあるものなのかお尋ねをするものであります。

小泉内閣は、年金改革に続いて社会保障と暮らしの土台を壊していく計画を打ち出しておりますが、これに対して市民の不安、不満が一層広がることは避けられないと思うのであります。

まず、この4月から改正年金法による国民年金保険料の連続引き上げが始まります。月額280円アップで1万3,580円になります。年間で3,360円の負担増になります。厚生年金保険料は、昨年10月に続いて、ことしの9月も0.354ポイント引き上げられます。また、基礎年金の国庫負担を引き上げる財源として、ことしの1月から老年者控除の廃止、公的年金等控除の縮小などによって年金生活者への課税強化が実施され、事実上年金額が大幅削減されることとなります。そして、増税に連動して介護保険料や国民健康保険税の負担がふえる人も出てくるわけでありまして。

私の友達の製造業の会社で働いていたBさん、退職いたしました。年金は月額約10万そこそこで、これまで所得税は非課税でありました。ところが、今回から月3,500円以上の所得税が天引きされ、年金支払額が減っているということでもあります。年間約4万円さきの増税となったのであります。「増税は年二、三千円程度かなというふうに思っていたのに、こんなに取られるなんてびっくりした」と困惑した表情で語っておりました。ところが、増税は妻のFさんにも及んでおります。Fさんの年金も月額10万円弱。やはり所得税非課税だったのに、月額約2,000円が今月から引かれていたということでありました。このBさん夫婦には、年約7万円の所得税が新たに課税されます。もう旅行にも行けないと、楽しみを奪われた悔しさを表情ににじませて訴えかけているのであります。

ところが、大増税路線はこれにとどまらないのであります。今後さらに、一つは65歳以上で所得125万円以下の住民税非課税措置を廃止する、二つには所得税、住民税の定率減税の半減そして廃止、これがあります。けさの新聞を見ますと、この定率減税の半減がきのこの衆議院本会議で自民公明の賛成多数で可決されたという報道が載ってありましたが、この定率減税の半減、そして廃止を次の年から目指しているのであります。実施されれば、夫婦ともに住民税が課税され、これが国保税、介護保険料の引き上げに連動するわけであります。

市長にお尋ねをいたします。

「協働・創造・未来の鼓動 実感“ながい”」という長井市の基本構想が、この夫婦にとってどのように響いて、地域活動などの結びつきを実感できるのか、空虚な言葉の羅列だけではなくて、荒れ狂う納税者への国の締めつけの嵐から市民の暮らしを守り、少しでも温かみが実感できる具体的な施策が今こそ必要なのではないか、こう思うのですが、市長の答弁を求めるものであります。

さらに、とんでもない増税計画が進んでおります。17年度政府予算案に所得税と住民税の定率減税を半減し、先ほど申しましたが、18年度にこれを廃止するということがもくろまれているのであります。定率減税の半減・廃止は、所得税、住民税を払うすべての世代に負担増をもたらすものであります。特に、大きな痛みを強いられるのは働き盛り、子育て世代であります。単身世帯か、夫婦世帯か、妻が専業主婦かどうか、子供がいるかないかなど、世帯の状況によって同じ年収でも所得税は増減いたします。そのため、定率減税半減・廃止による負担増額も世帯の状況によって変化するわけであります。

例えば、年収400万円の単身者の場合、定率減税の半減によって年間約2万6,000円の新たな負担増となり、全廃されると年間約5万

2,000円の負担増になるのであります。また、子供のいない夫婦世帯の場合、夫、妻ともにそれぞれ単身者と同じ負担増を合計した額が世帯の負担増となるのであります。

また、妻が専業主婦の家庭の場合、子供がいなければ、年収400万円では定率減税の半減で2万1,000円の負担増、廃止で4万2,000円の負担増となるのであります。16歳未満の子供が1人いる家庭では、半減で1万6,000円の負担増、廃止で3万2,000円の負担増となります。16歳以上22歳未満の子供がいる4人家族では、年収が700万円の世帯の場合、半減で4万1,000円、廃止で8万2,000円の負担増となるのであります。

また、共働き夫婦そして子供1人の場合、夫も妻もそれぞれ定率減税廃止の影響を受けます。夫、妻ともに年収400万円の世帯では、半減で4万7,000円、廃止で9万4,000円の新たな負担増となるのであります。

定率減税には、減税額に上限額が設けられております。そのために、増税率、つまり半減・廃止前の納税額に対する定率減税の半減・廃止による増税額の割合であります。これは所得の多い人ほど小さくなり、中低所得者ほど負担増の割合は大きくなるというふうに設定されております。ところが、最近になってこの定率減税の半減・廃止の政策が余りにもひどいという国民からの怒りが集中して、17年度には一律半減とするとしておりましたが、廃止の時期を明示しない方向となっているようであります。つまり、このたびの国家予算案には廃止の時期を明示せず、景気の腰折れ懸念に配慮したとの見方のようにあります。つまり、定率減税は景気がよほど悪化しない限り18年度で廃止する計画とも言われておるのであります。これほどひどい増税計画だったのであります。

市長にお尋ねいたします。

こうした公的年金等控除の縮小や老年者控除

の廃止に伴う増税は、結局、市民税や国保税、介護保険料などへ波及するために滞納者を生み出す原因となっているのではないか、そのことについてどのような認識と対応策を持っておられるのか、お聞きをするのであります。

昨年、平成16年度長井市国保税の税率改正が行われまして、医療費分が平均1人当たり9,990円のアップ、介護分が平均1人当たり5,361円、さらに来年度介護分の税率改正が行われるということであります。

三位一体の改革で国庫負担を7,000億円減らすことが決まっております。国庫負担の削減は、国保税の値上げにもつながる問題で、滞納にさらに拍車をかけることになるわけであります。自営業者などが加入する国保税を払えない滞納世帯が年々ふえていることが、税務課で作成した税務概要の資料でうかがうことができます。厚生労働省の全国調査によりますと、約401万世帯、全国で、山形県で2万7,000世帯ということで、この滞納世帯数過去最高ということになります。さらに、1年以上滞納して保険証を取り上げられた世帯は約30万世帯、山形県では900世帯であります。保険証の有効期限を1カ月、3カ月などに短く限定した短期被保険証の発行は、全国で104万世帯、山形県では5,100世帯であります。

政府が国庫負担を削減する中で、市町村の国保財政は悪化し、国保税の値上げが続いております。値上げは滞納をふやし、それが財政悪化に拍車をかけるという悪循環をも招いているわけであります。加入者への影響はさらに深刻で、保険証を取り上げられたために病院へ行くこともためらい、命さえ奪われるという悲惨な事態が全国各地で問題になっておるのであります。国保証の取り上げは命と健康にかかわるもので、社会保障及び国民保健の向上に寄与するというふううにうたった国保法第1条の国保の目的にも反するものだと思うのであります。

市長は、このことに対してどのようなお考えを持っておられるのか、また、どういう解決策を持っておられるのか、所感をお聞きいたしまして壇上からの質問とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 藤原議員のご質問にお答えをしながら、私の考えも若干述べさせていただきたいと思えます。

まず、三位一体の改革についてであります。私は、施政方針でも申し上げましたように、税源と、税源つまり財源、それから権限等が大幅に移譲されるというのは、私は戦後こんなに大きいのは初めてであり、これはやっぱり時代の趨勢でありまして、地方分権あるいは地方が主権になっていくために必要な過程だと思っております。

我々は、地方の立場に立って税源なり権限なりについて具体的に要望していく、全国六団体と一緒に具体的に要望していくということが必要だと思っております。藤原さんのように党の方針で断固反対と言われるのは、それはその党の立場でありますから承知しているつもりであります。我々は現実に地方の自治体を預かる者として、地方自治体の実情もあり、それぞれ具体的な項目に絞って、これはこうした方がいい、これはこうすべきではないかというように申し上げていかざるを得ないというふうに思っております。

次に、税制等についてであります。税制も、これは長い年月を踏み、日本の風土にも配慮しながら、政府税調等の諮問をもとに国会等で議論をされて、そして決まっているものであります。この税制等につきましては、それぞれにその時代、その時代、不備等あるいは不足等があると思いますが、それはやっぱり順次それを解決していくという方向で来ていると思えます。まず、税制等についてよく承知をしながら、な

おかつ具体的な問題につきましては、市民の窓口、税務課の窓口、あるいは市民相談室等でご相談を申し上げると、そういうことで市民の皆さんにぜひご理解をいただき、配慮をしていただくということになるかと私は思っております。

次に、国保税、公的年金の控除や年金者控除の廃止に伴う増税は、結局、市民税や国保税、介護保険料などへ波及すると、滞納者を生み出す原因になっているのではないかと、そのようなことについてどのような認識を持っているのかというご質問でございます。

この滞納者の今の現状は、平成12年度352世帯から13年度494世帯にふえましたが、平成14年度も569と少しふえておりますが、15年度は552と若干減少しております。ここ一、二年は横ばいの状況であります。割合は、被保険者の10%前後となっております。全国では19.2%とお聞きしております。山形県でも12.3%でありますから、10%前後は、長井市はそんなに高いというものではない、むしろ低い方にあるのではないかと、これは国保事業に市民の皆さんからもご理解をいただいているものだと思っております。

滞納者の原因は、それぞれ家庭に事情がありますし、いろいろとあると思っておりますが、納入が大変なときには分割納付等がありますし、納税相談等をしていただければ、しっかりと対応してまいりたいと思っております。今、国などから指導をいただいているものは、新規の滞納者がいないかどうか、それを早期把握して早期に対応するというところでありますので、まず、大変にならないうちにご相談をいただくように努めてまいりたいと思っております。

次に、国民健康保険証の問題であります。国民健康保険税は国庫支出金と並ぶ国保特別会計の歳入における二本柱の一つであります。この収納率の高低は国保財政に重大な影響を及ぼ

すことは言うまでもないと思っております。したがって、収納率の向上、安定的な税収の確保が健全財政の第一歩でありますし、これが国民健康保険の根幹をなしているところであります。近年、長引く不況を反映して保険税の収納率が年々低下しております。それが国保財政を圧迫していることが上げられます。

滞納者を多く出すというのは、被保険者相互の負担の公平が図られないというだけではなく、多額の未収額分を補てんするために本来の水準より高い水準の課税が必要となりますので、国保税の目的税としての本質的性格をゆがめることになると思っております。したがって、何度も戸別訪問をするなど、徴収体制の整備をかけたたり、口座振替の拡大等をお願いしておりますが、納税相談等に全く応じない方々に対しては、やむを得ず資格証明書や短期保険者証などを発行しているのが実情であります。ぜひ、この問題でも納税相談をしていただけて、分割納付等、納付の意思を示していただけるようお願いをしたいというふうに思っているところであります。

以上です。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 もう少し、温かみのある市長の答弁かと思っております。期待して聞いておりましたが、実に事務的でしかも冷たいと、こういうことでちょっとがっかりしておるわけですが、ここでちょっと市民課長にお尋ねをしたいと思っております。今、市長は滞納者について最近横ばい状況になっておるという話でありましたが、国保税の場合、現在の平成16年、17年の国保税の短期あるいは資格証明書、この発行数、これが現在どうなっているのか数字で、もし資料ありましたら教えていただきたい。

鈴木良雄議長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをいたしたいと思っております。

平成16年の1月1日現在であります、短期被保険者証につきましては130名、資格証明書につきましては92名でございます。平成17年1月1日現在ですと、短期被保険者証が148名、資格証明書が81名となっております。短期被保険者証が18名増、資格証明書は9名減というふうなことでございます。

以上でございます。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 実際には、今の国保の短期、資格証明書の数ですが、資格証明書というのは保険証がないわけで、病院にかかるにはこれまでの滞納額を全部払わなければ医者にかかれないというふうな制度でありますから、これはもう深刻であります。この数が92から81と、10人減っているというふうなことでありますが、やはり相当頑張って医者にかかるまでの努力を、本人もそうであるし、周りの人からもいろいろ援助を受けながら、ようやく医者にかかるための資金を調達したのではないかというふうな今の数字を見て考えられるわけです。

それから、短期被保険者証は、先ほど申しましたように期間限定であるわけで、これについては伸びているんですね。今の数字ですと、130人から1年で18名伸びていると。これまた大変な状況になっているわけで、いわゆる滞納者への制裁措置というふうなことで、これがやられているわけでありまして、いずれにしても病気になって医者へも思うようにはかかれなくなるというふうなことで、これは大変な生存権の保障すらも危うくなるというふうな重大な問題でありまして、これは何も長井市で発案したものでなくて、国でこういうふうなことをしないとだめだということでこの制度を考え出したわけでありまして。全国の数字、県内の数字は先ほど申しましたが、非常に大変なものだと。

それから、さらに介護保険料、これも大変な状況になっているというふうなことで、それに増

して、最近の報道によりますと、介護サービス利用料の大幅な引き上げ、現行の1割負担、医療費の1割負担で済んだものを、今度は2、3割負担になるというふうなこと。そしてまた、ホテルコストとって居住費、普通、施設にいたなくても、普通の自分の家庭にいても居住費はかかるんだから、こういうコストを負担すべきだと。あるいは、うちにいても食事はするんだから、食事も介護経費の中に入れるべきだということの理屈を持ち出して、そして介護保険料の値上げが計画されているというふうなことであります。

また同時に、保険料、今まで介護保険料が40歳からというふうになっておりますが、これが20歳から介護保険料を徴収するというのが今取りざたされていると、国の方で。同時に、介護保険と障害者の支援費制度を統合するというふうなことで、障害者の支援費制度については、ついこの前ようやく改正されて、今その恩恵にあずかっておられる障害者の方々もたくさんおられるんですが、これが一体、介護保険とドッキングするということになると、どうということになるのかという不安が起きておると。ますます滞納や制度の空洞化を招きかねないのではないかというふうな心配されているわけでありまして。

20歳からの介護保険料の徴収ということになりますと、20歳から39歳という若い世代の雇用と収入が不安定になっているんですね、特に。ご承知のように、いろいろな報道がされておりますが、不安定になっている、フリーターだとかニートとかいうふうな若者があふれているというふうなことで、全く滞納あるいは制度の空洞化、これはもう目に見えているのではないかというふうな思っています。

一体どういうふうにしてこれを改善し、あるいは本来の目的である介護保険の姿に戻すべきか、一体どこが問題なのかと。介護保険、現在

の介護保険、安心できる介護保険制度にするには、現在一体どこが問題と考えるのか、市長にお聞きいたします。

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 介護保険等につきましては、今、国等で議論をされている問題であります。もちろん地方の実情等は申し上げますが、これは全体的な議論の中で今後決まっていく議論ではないかと。一市長としてどうこうできる問題ではありません。全体的に、しかし、介護保険財政を維持するというのは、非常に少子高齢化社会の中では困難になってきている。したがって、介護保険に頼らないような介護予防等もしなければいけないし、それから在宅福祉、在宅志向ということで今後運営していきたいというのが、私は国の大きな方針だろうと思いますし、そういったことを踏まえながら対応してまいりたいと思っております。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 幸い施設については、医療関係者あるいは福祉関係者の地域の皆さんのご努力と、献身的なご努力によって改善されつつあるということで、私はこの点については敬意を表しておるわけですが、しかし、今、市長答弁されましたが、市長自身としては一体、今、問題になっている問題点ははっきりしていると思うんですが、一体どういうふうなことが問題で、それをどうしたら市としても、国はそういう国の方針ですからね、ありますけれども、これを市として最低限これだけの手だてを加えれば重い命にかかわるようなところまでにはいかなくて済むというふうな、そういう考えはどういうふうに思っておられますか。

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 さっきも申し上げましたように、介護保険等の財政が非常に厳しくなっていて、保険料もある程度値上げせざるを得ない、これは少子高齢化の社会の中では避けられない現実

だろうと思っております。それに対してどうするかということではありますが、長井は比較的施設等が整備されている、全国でも整備されている方だというふうに思っておりますが、これ以上なかなか、もっともっとふやすということは難しいと思いますので、在宅である程度やらざるを得ない。それから、介護保険に頼らないようにと、よく老人クラブ連合会の皆さんがおっしゃっておられますが、そういった方向性でミニデイサービスなり、老人クラブの活動等に対してもサポートさせていただきながら、地域の皆さんの具体的な支えになっていきたいというふうに思っているところであります。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 元気な高齢者をサポートしていくというふうなことでの長井市の施策については、私もこれは大したものだというふうに評価しておりますし、一層これを発展させていただきたいというふうに要望するわけですが、私が申し上げておるのは、保険料、利用料のあり方です。そういう形が今すぐに実現しなくとも、どういう考え方があってしかるべきかという問題を考えたときに、滞納者の状況を見ますと、やはりいわゆる低所得者と呼ばれる方々が非常に多いというふうなことが言われるのではないかと思うんです。したがって、支払能力に応じた負担に改めていくというふうなことは検討できないかと。つまり、保険料は所得比例に、負担は能力に応じて、そして給付は平等にという、この考え方は果たして間違っているのか、そういう考え方についてどのように考えますか。

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 ご案内のように、医療保険制度や介護保険制度の根幹はやっぱり負担と給付費であろうと思います。今般、国保税の中で介護保険税の引き上げをご提案しているわけですが、昨年の引き上げ率が大きかったので、

ここは2カ年分に分けてご提案をさせていただいたところであります。

現在は、その介護保険の対象者は40歳から64歳という額で限定されておりまして、不足する財源を、それでは一般会計で負担するのか、あるいは医療保険税で負担するのかということでは、やっぱり公平性に欠き好ましくないというふうに考えているところであります。

所得の少ない皆さんへの対応としましては、応能率と応益率の比率を50対50に設定することによって保険税の軽減がなされるよう配慮しておるところであります。保険税額の水準は、1所帯当たりの調定額で長井市は2万3,058円、県内13市中10番目の低水準となっております。こういったことで、市民生活の皆さんに対する影響を極力配慮していきたいと思っております。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 私の質問もちょっと悪いのであらうと思うんですが、市長ももっとやっぱり胸襟を開いた答弁が私は必要ではないかと。国の方針があるということで、がんがんとそこから出られないんですね。しかし、市長自身の考えはあると思うんです。しかし、国の方針はありながらも、市としては本来はこうしたい、こうしたいけれども、例えば財源的にこれが許せないというふうなことで、今、はざまに立って住民の皆さんの苦しみを肌で感じておられるんだと思うんです。

しかし、ここで首長としては、やはり憲法25条で生存権を保障するという社会保障制度、これがきっちりと明記されておるわけでありまして、これを主張していくかどうかという、国の方針でやむを得ないというふうなことで市民の皆さんを苦しめるのか、あるいは憲法25条の掲げる社会保障制度の確立、この方向を目指しながら、少しでも一歩でも前進して市民の皆さんの苦しみを和らげるために頑張る、それは例え

ばミニデイサービスなどのこれも非常に大きな施策だと思うんですが、もっと一歩突っ込んだ将来も安心できる介護保険制度にするために、長井市独自で政策を講じるというふうなことができないのか、保険料の減額とか、そういうふうなことに踏み込んでできないものか、そういう点で審議会あたりではどのような発言がなされておるのか、そしてまた、それは市長の考えとどういうふうにマッチングしているのか、その辺お聞きしたいと思います。

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 審議会等では、率直に現状をお話をして、この特別会計の厳しさ等もご理解をいただいて、やっぱりやむを得ずこの辺は引き上げざるを得ないとかいうことでご答申をいただいているものだと思っております。

私も、個人の立場でとこう言われますが、これはやっぱり今、議会で申し上げる場合には、私はやっぱり長井市の責任を持った立場で申し上げなければいけないわけでありまして、できないことは言えないわけでありまして、私は常に言っているわけですが、した約束は守ると、しかし、できない約束はしないということが、これがやっぱり市民の皆さんに対する一つの誠実な政治行動だというふうに思っておりますので、なるべく低所得者の皆さんにはご相談に応じますよと、そうやって配慮をさせていただきますよと。それから、若干応能割とか応益割等については、長井市でできることはやらせていただきますよ。それから、特別なミニデイサービスや、そういう皆さんにもさせていただきますよと思っておりますが、介護保険料そのものの骨格については、まだこれから18年度に、今、議論をされている最中でありまして、求められれば首長としてのご意見は地方六団体等で申し上げていきたいと思っておりますけれども、やっぱりここで申し上げる場合に、藤原さんにそのとおりだと、藤原さんの言うとおりだと、こうい

うわけにはなかなかいかないところをご理解を
いただきたいと思います。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 国保税については、昨年、医療費分が引き上げられたと。そして、介護分については、昨年に引き続きことしも引き上げられるというふうなことになる、大変な状況だということは先ほど来申し上げたんですが、そこで、この視点を変えまして、今回の17年度の長井市の予算を見て思ったんですが、今回の予算について、普通建設事業が前年度から比べて1億3,000万円ふえておるんですね。財政の健全化ということで、この普通建設事業を抑え込んできた。それは、今までの膨大な建設事業のツケが回ってきて、そのための財政健全化ということで努力されたわけですが、しかし、まだ健全化のあれが定着してないのではないかというふうに財政状況を見ますと思うんですが、果たして昨年の3億6,000万から今回4億9,000万というふうな総額で建設事業費が上がっているというふうなことでありますが、しかし、これを抑制すると、これを抑制するということは、つまりこの建設事業というのは後年度負担、管理費とかですね、いろいろな後年度負担の伴うものでありますから、これをやっぱり抑制しながら、そちらの方に回して市民生活を少しでも一歩でも苦しみから解放するというふうな努力が図られなかったものか、その点を最後にお聞きをいたしたいと思います。

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 建設事業等についても、この数年間我慢をしていただいたということをご理解をいただけたと思います。その中でも、例えばダム事業等が今、最盛期に入っておりますから、今の時期にやった方がいいと、そうするとやっぱりある程度の国等の支援も期待できるものについては少し前倒しをさせていただいた。それから、地域的なバランスも考えなけれ

ばいけないというところで、こういった予算になったところでありまして。決して、大盤振る舞いしたわけでもありませんし、そういった意味では極力配慮しながら、市民の皆さんのご要望にもこたえろと、12月議会でも何人かの皆さんからもありましたから、そういった皆さんの声にも配慮しながら全体的なバランスを考えて予算を組ませていただいたと思っております。ご理解をいただきたいと思います。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 私は、最後に社会保障の先ほど来申し上げました連続的な切り捨て、そして市民生活への際限のない痛みが押しつけられていると、こういうことに対して、いろいろな制約があるというふうな市長の先ほど来の答弁であります。しかしまた、そういう制約の中でも住民の納税者の立場に立った施策を行っている首長さんが全国にはたくさんおられるわけで、それなりの実績を上げておられると。それは、やはり先ほど来申し上げました憲法25条が掲げる生存権を保障すると、何よりもそこに住んでおる方々の命と暮らしを大切にすると、それがこの社会保障制度というふうなことであろうと思いますが、この制度を確立するかどうかということが、今、首長に大きく問われている課題ではないかということでもあります。

今も将来も安心できる介護保険制度、あるいは安心して暮らせる税制というふうなことを、ぜひ審議会の皆さんの意見もお聞きしながら、ぜひそういったものの確立のためにもう少し知恵も力も注いでほしいということをお願いいたしまして質問を終わるものであります。

ありがとうございました。

谷口栄子議員の質問